

「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の概要について

1 改正の背景

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）附則第十五条により出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第五条第一項第八号が改正されたことに伴い、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）で定める各種別記様式について所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

出入国管理及び難民認定法施行規則で定める以下の別記様式中の質問事項にクロスボウの所持の有無に係る記載を追加するもの。

- 別記第6号様式（外国人入国記録）
- 別記第6号の2様式（再入国入国記録）
- 別記第6号の7様式（外国人入国記録（船舶観光））

3 今後の予定

公布日：令和3年11月上旬（予定）

施行日：銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）の施行の日